

国有林野を風力発電又は地熱発電事業の用に供する場合の貸付け等手続の迅速化及び簡素化について

〔令和3年9月30日 3林国業第118号
林野庁長官より各森林管理局長宛て〕

改正 令和4年3月30日付け3林国業第260号

令和3年6月15日に閣議決定された森林・林業基本計画において、「林地には、尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くある。それらの再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。」とされたところである。

また、再生可能エネルギー事業に関連する国有林野の貸付け又は使用（以下「貸付け等」という。）の手続に関しては、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」での議論を踏まえ、令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において「手続の迅速化、透明化」について明記されたところである。

これらを踏まえ、今後、国有林野を風力発電又は地熱発電事業の用に供する場合の貸付け等に係る申請に先立つ手続について、下記によることとしたので、了知の上、遺憾のないようにされたい。

記

1 事前相談

風力発電又は地熱発電事業に必要な施設（発電施設のほか、当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含む。以下「発電施設等」という。）の用に供することを目的として国有林野の貸付け等を希望する事業者（以下「事業者」という。）から、貸付け等に係る申請に先立つ相談（以下「事前相談」という。）があった場合は、次により対処するものとする。なお、事前相談は、事業者の任意で行われるものであり、その有無によって当該事業者に対して不利益となるものであってはならない。

（1）内容

事前相談においては、事業者が検討している風力発電又は地熱発電に係る事業計画の内容及び別途定める風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続に関するマニュアルに係る相談を受けるものとする。その際、事業者が説明する事業区域、計画、工程等の事業の内容等を十分聴取の上、貸付け等の手続、審査基

準、申請書等提出書類の作成方法その他留意すべき事項を説明するものとする。
なお、説明に当たっては、事業者に対して関連する法令等を示した上で行うものとする。

(2) 窓口・方法

事前相談の窓口は森林管理局計画保全部保全課とし、事前相談の方法は対面、電話、電子メール等事業者が求める方法によるものとする。ただし、事業者が現地調査等のため、森林管理署、森林管理支署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）に直接連絡することを妨げるものではない。この場合、連絡を受けた森林管理署等は、事業者から提供を受けた内容について必要に応じて森林管理局計画保全部保全課に共有することとする。

(3) 書類の提出（任意）

事前相談においては、事業者に対して書類の提出を求めるものではない。ただし、事業者が任意で持参した資料を受領することは妨げない。

(4) 回答時期

事前相談時に直ちに回答できない事項については、事業者に対してその理由及び回答の時期の見通しを伝達の上、迅速な対応に努めるものとする。

(5) 内容の共有

事前相談で聴取した内容（軽微な内容を除く。）及び対応状況については、様式1により記録することとし、(2)のただし書きにより事業者から森林管理署等に直接連絡があった内容については、様式2により記録し、森林管理局計画保全部保全課に共有するものとする。

2 並行確認手続

(1) 目的及び手続の概要

事業者が事業を実施するに当たり他の行政庁の許認可申請等の手続を行う場合には、事業の予見性の向上及び貸付け等の契約締結の手続（以下「契約手続」という。）の迅速化を促すため、事業者からの依頼に基づき、契約手続に先立ち、他の行政庁が当該許認可等の手続を実施している期間において、並行して貸付け等の条件を満たすかどうかを確認すること（以下「並行確認手続」という。）とする。その際、当該確認結果について事業者に対して通知（以下「並行確認手続結果通知」という。）をするものとする。

(2) 手続の実施時期

並行確認手続は、環境影響評価手続等（環境影響評価法（平成9年法律第81号）

に基づくものに加え、これに準ずるものとして地方公共団体が定める条例に基づき実施するもの及び事業者団体が定めるガイドライン等に基づき自主的に実施するものを含む。以下同じ。)の実施を踏まえ、準備書等(同法第14条に規定するもの及びこれに準ずるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述されたものをいう。以下同じ。)について都道府県知事及び市町村長への送付(同法第15条に規定する手続及びこれに準ずるものを含む。)がなされた時点から受け付けるものとする。また、並行確認手続結果通知は、手続を受け付けてから180日以内((4)に定める補正を要した場合にあっては、補正を受け形式の不備が解消されてから180日以内)に行うよう努めるものとする。

(3) 提出書類

事業者は、様式3の並行確認手続依頼書及び別表1で定める添付書類を、森林管理局計画保全部保全課に提出することとする。

なお、並行確認手続に先行して保安林の指定の解除手続(以下「保安林解除手続」という。)が行われている場合には、事業者の申し出により、保安林解除手続の申請時に提出した書類のうち法面の断面図、防災施設設計図、残置森林等関係書類等の並行確認手続で求める添付書類と同内容の書類について当該添付書類として活用できるものとする。

また、環境影響評価手続等が行われているため準備書等が添付される場合には、当該準備書等中の工程表、位置図、施設概要図等又はこれらに準ずるものにおいて国有林野の林班や小班が記載されているなど貸付け等手続に必要な情報が網羅されている場合には、事業者の申し出により、これらの書類を添付書類として活用することができるものとする。

上記の活用を申し出る場合、事業者は、活用を希望する書類が明確に分かるよう、並行確認手続依頼書に書類名及び申請年月日等を記載するものとする。

(4) 提出書類の形式の確認

(3)に定める書類の提出があった場合は、別表1に基づき並行確認手続依頼書に所定の添付書類が具備されていること及び当該書類の記載事項に形式上の不備がないことの確認(以下「形式の確認」という。)をし、不備がある場合は事業者に対して補正を指示するものとする。なお、補正を要した場合の対応状況については様式1により記録するとともに、相当期間対応が遅延している事業者に対しては、補正指示への対応状況の確認等により、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。また、事業者の求めに応じ、当該並行確認手続の進行状況等を示すよう努めるものとする。

(5) 提出書類の内容の確認

ア 形式の確認後（（4）に定める補正を要した場合にあっては、補正を受け形式の不備が解消された後）は、遅滞なく、当該提出書類の内容が別表2で定める条件を満たすかどうかの確認を開始するものとする。

イ 当該提出書類の内容が当該条件を概ね満たすことが確認された場合であって、かつ貸付け等の対価が概ね年額200万円以上と見込まれる場合は、森林管理局長は森林管理局に設置する国有林野管理審議会に諮問するものとする。

(6) 並行確認手続結果の通知

ア 当該提出書類の内容が別表2で定める条件を満たすことが概ね確認された場合には、その結果（（5）イに定める諮問をした場合にはその答申内容を含む。）を様式4により事業者に対して通知するものとする。

イ 別表2で定める条件を満たすかどうかの確認の結果、当該事業内容では契約手続を行うことが困難と判断される場合には、様式5により理由を付してその旨を通知するものとする。

(7) 並行確認手続結果通知受領後の取扱い

事業者は、（6）アによる並行確認手続結果通知の受領後に並行確認手続に使用した提出書類の内容の変更があった場合には、当該変更を踏まえ、改めて並行確認手続の依頼をすることができる。また、（6）イによる並行確認手続結果通知を受領した事業者は、事業内容を再検討の上、改めて並行確認手続の依頼をすることができる。

3 契約手続における並行確認手続提出書類等の活用

2（6）アによる並行確認手続結果通知を受領した事業者が契約手続の申請をする際、当該事業者の申し出により、並行確認手続に使用した添付書類のうち、内容に変更がない添付書類については、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知。）第3の1の（1）で定める申請書の添付書類として活用できるものとする。

事業に関し保安林解除手続が行われている場合は、当該事業者の申し出により、保安林解除手続の申請時に提出した書類のうち法面の断面図、防災施設設計図、残置森林等関係書類等の当該契約手続で求める添付書類と同内容の書類について当該申請書の添付書類として活用できるものとする。

事業に関し環境影響評価手続等が行われている場合であって、契約手続申請の際に環境の保全措置等に関する書類として環境影響評価書等（環境影響評価法第21条第

2項に基づく環境影響評価書及びこれに準ずるものをいう。)が提出される場合は、当該事業者の申し出により、当該契約手続で求める添付書類の内容が含まれている書類について当該申請書の添付書類として活用できるものとする。

いずれの書類の活用を申し出る場合も、当該事業者は、活用を希望する書類が明確に分かるよう、参考書式により省略する添付書類名及び申請年月日等を記載して申請書に添付するものとする。

4 施行期日及び経過措置

この通知は、令和3年10月1日から施行する。

なお、既に他の行政庁の許認可等の手続を実施しているものは、従前の例によることができる。

並行確認手続依頼書添付書類一覧

書類名	留意事項
事業計画概要書	事業の全体計画の概要、期別計画の概要等をまとめたもの。
事業計画書	事業規模（面積、延長等）、設置する発電施設等（数量、構造等）、発電施設等の規模等決定過程の説明、土地利用規制その他必要な事項について明示した書類
理由書	当該国有林野を選定した理由（他に代替地のない理由等を含む）を明示した書類
工程表	事業の施工工程（作業工程）を示す表
位置図	事業実施区域全体、国有林野とそれ以外の土地の境界、事業を実施しようとする森林の周辺の人家又は公共施設等の位置を明示した図面 縮尺は、5万分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
区域図	事業実施区域、国有林野とそれ以外の土地の境界、国有林野の林班及び小班を明示した図面 必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びにそれらの区域に係る土地の地番及び形状を明示したものである。縮尺は5千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
利用計画図	設置する発電施設等の位置並びに切土、盛土、捨土、法面、残置又は造成する森林等の位置及び区域を示した図面 縮尺は5千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
現況写真、写真撮影方向図	現況が確認できる写真及び撮影の方向を明示した縮尺5千分の1以上の図面 写真撮影方向図には、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
法面の断面図等	法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
防災施設設計図等	防災施設設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
施設概要図	建築物等の概要図（平面図、立面図及び側面図） 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
残置森林等関係書類	残置する森林又は緑地の面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等及びこれらの維持管理方法を記した書類
原状回復計画書	一時的な利用の場合には、利用後の原状回復方法を記した書類
資金計画書等	資金計画書（資金を証する書類を含む）又は収支予算書 資金計画書には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項又は第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書に記載した廃棄等費用を記載すること。
環境影響評価手続等における準備書等	環境影響評価法（平成9年法律第81号）第14条に規定する環境影響評価準備書及びこれに準じるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述された書類
関係行政機関の許認可等の手続の状況	関係行政庁の許認可等の行政処分を要するものである場合は、当該手続についての関係行政機関への相談年月日や相談の進捗状況を記した書類
利害関係者の同意の状況	分収林等利害関係人の同意を必要とするものである場合は、当該利害関係者への相談年月日や相談の進捗状況を記した書類

地元市町村との調整状況	事業実施区域を管轄する市町村（事業の対象地を管轄する市町村が複数の市町村に跨がる場合には全ての市町村）への相談年月日や相談の進捗状況を記した書類
誓約書、役員名簿	別紙様式 6、別紙様式 7
契約内容の公表についての同意書	別紙様式 8
本人確認書類	<p>(i) 依頼者が個人である場合は、依頼者に係る住民票謄本又は居住証明書及び依頼者に勤務先がある場合においては、勤務先情報（依頼者に使用目的を説明した上で任意提出。）</p> <p>(ii) 依頼者が法人（公法人を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為（宗教法人にあつては、当該法人の規則とする。）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項に定める直近の計算書類、事業報告書及び附属明細書（持分会社にあつては同法第 617 条第 2 項に定める直近の計算書類及び附属明細書、会社法に規定する会社以外の法人にあつては財産目録その他の有する財産の状況が分かる資料とする。）並びに当該依頼が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本</p> <p>(iii) 依頼者が公法人であつて、当該依頼書が当該公法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠になる条例等の条項及び予算措置を要するものであるときは当該経費の支出を明らかにした予算書</p>

(注) 事業区域に国有林野以外の土地が含まれる場合には、事業全体及び国有林野に係る部分（数量や区域等）が把握できるよう作成すること。

確認項目一覧表

項目	特に確認する内容
(1) 依頼者が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること	発電施設等の設置・運用・撤去を行うために必要な信用及び資力があること。
(2) 依頼者が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実に確実であること	貸付契約又は使用契約を締結した後、利用計画に沿って、遅滞なく、権利移転を前提とすることなく実施すること。
(3) 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること	利用計画の内容が具体的であること。
(4) 貸付け等に係る面積が、用途に応じ、必要最小限であること	貸付け等に係る土地の面積が、事業の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。
(5) 他に代替地がないこと	<p>① 対象地の条件として以下の点を確認。</p> <p>(i) 国有林野の管理経営上支障がないこと。</p> <p>(ii) 土地利用規制等の各種法令による必要な許認可等の手続の状況。</p> <p>(iii) 風力及び地熱資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて発電施設等の設置に適した立地であること。</p> <p>(iv) 発電施設等の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと。</p> <p>(v) 対象地が所在する市町村との調整の状況。</p> <p>② 発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地にないこと又は当該民有地がある場合はその利用ができる見込みがないこと。</p>

事前相談整理表

応接者	森林管理局名： 担当者：（役職及び氏名）		
相談者			
事業計画名			
連絡先			
所在地	県 市（町村） 字 森林管理署 国有林 林班 小班 <small>※複数の森林管理署等が該当する場合は、その旨を記述。また、複数小班ある場合は、すべての小班が分かるよう記載。</small>		
事業区域面積 （うち国有林野面積）			
法令規制等			
対応状況			
相談年月日	相談内容	回答年月日	回答内容
年 月 日		年 月 日	
今後の対応方針			

(注)

- 1 提出書類の形式確認において補正を要した場合の対応状況を記録する場合は、表題を「対応状況表」とする。
- 2 所在地欄の「森林管理署」については、森林管理署の支署の場合は「森林管理支署」と、森林管理事務所の場合は「森林管理事務所」と記載すること。

整理表

応接者	森林管理署等名： 担当者：（役職及び氏名）	
事業者		
事業計画名		
連絡先		
所在地	県 市（町村） 字 森林管理署 国有林 林班 小班 <small>※複数の森林管理署が該当する場合は、その旨を記述。また、複数小班ある場合は、すべての小班が分かるよう記載。</small>	
事業区域面積 （うち国有林野面積）		
法令規制等		
対応状況		
年月日	内容	
年 月 日		

(注) 所在地欄の「森林管理署」については、森林管理署の支署の場合は「森林管理支署」と、森林管理事務所の場合は「森林管理事務所」と記載すること。

様式 3

年 月 日

森林管理局長 殿

住所

氏名（名称）

並行確認手続依頼書

貴局所管の下記の国有林野の貸付け等手続に係る並行確認手続を依頼します。

記

- 1 所在
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用途	数量	備考
	m ²	
	m ²	
	m ²	

- 5 貸付け等申請予定時期

年 月頃予定

- 6 活用希望書類

活用希望書類名	ページ	申請年月日	省略する書類名

（注）

- 1 所在欄には、〇〇国有林〇〇林小班外と記載する。複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。
- 2 数量（面積）欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積（発電施設敷、作業道等）を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。単位はm²

とし、整数止めを基本とするが、宅地の場合は小数点2位止めとする。

- 3 用途欄には、事業計画の名称を含めて記載する。
- 4 用途別内訳の備考には、貸付契約、使用契約の別を記載する。
- 5 活用希望書類名には、保安林解除手続書類又は環境影響評価手続等における準備書等の書類名を記載する。ページ欄には、書類の一部に記載がある場合等に記載する。申請年月日は、保安林解除手続書類を活用する場合に、申請した年月日を記載する。省略する書類名には、並行確認手続依頼書の添付書類のうち、省略を希望する書類名を記載する。
- 6 複数の森林管理署、森林管理支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）にまたがる場合は、記の1～4の内容が森林管理署等別に分かるよう別途一覧を作成する。

並行確認手続結果通知書

番 号
年 月 日

(依頼人)

住所
氏名

森林管理局長

年 月 日付けで依頼のあった件（事業計画の名称を記載）について、並行確認手続を実施した結果を下記のとおり通知します。なお、提出書類（別紙に記載した留意事項を含む。）の内容に変更があった場合は、依頼に応じて改めて並行確認手続を実施することができます。

記

- 1 提出された書類を確認した結果は、別紙のとおりです。
なお、契約に際しては、別紙の留意事項で示した点を整理した上で、申請してください。また、並行確認手続で提出していない書類で契約の申請に必要な書類（例：実測図、面積計算簿等）を添付してください。
- 2 国有林野管理審議会には 年 月 日に諮問し、異議なしとの答申がされました。
- 3 本通知をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではないことにご留意ください。

(注) 国有林野管理審議会を開催しなかった場合は、2を削除して通知すること。

書類名	申請に当たっての留意事項（記載例）
事業計画概要書	申請までに記載内容に変更が生じた場合は再提出してください。
事業計画書	同上
理由書	同上
工程表	同上
位置図	同上
区域図	同上
利用計画図	同上
現況写真、写真撮影方向図	同上
法面の断面図等	同上
防災施設設計図等	同上
施設概要図	同上
残置森林等関係書類	同上
原状回復計画書	同上
資金計画書等	同上
環境影響評価手続等における準備書等	申請時には、環境影響評価書等を提出してください。なお、環境影響評価書を提出する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 17 第 2 項の規定に基づく通知の写しも併せて提出してください。
関係行政機関の許認可等の手続の状況	申請時には、関係行政庁の許認可等を取得し、その写しを提出してください。
利害関係者の同意の状況	申請時には、同意を証する書類を提出してください。
地元市町村との調整状況	申請時には、同意を証する書類を提出してください。
誓約書、役員名簿	申請までに記載内容に変更が生じた場合は再提出してください。
契約内容の公表についての同意書	同上
本人確認書類	同上

注：複数の森林管理署等にまたがる場合は、申請時は、森林管理署等ごとへ書類の提出が必要です。

様式 5

並行確認手続結果通知書

番 号
年 月 日

(依頼人)

住所

氏名

森林管理局長

年 月 日付けで依頼のあった件（事業計画の名称を記載）について、並行確認手続を実施した結果、下記の理由により、国有林野の貸付け等契約手続を行うことは困難であることを通知します。

記

(理由を記載)

誓約書

- 私
 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、森林管理署長に報告すること。

※ 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※ 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

森林管理署長殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

- (注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局长」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署支署長」と変更して使用すること。
3 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」と変更して使用すること。

森林管理署長 殿

要望者

住所又は所在地

氏名又は名称

同意書

下記 1 の国有林野の貸付けに係る契約手続について、下記 2 の事項を異議なく同意します。

記

1 物件の表示

物件所在地：

区分・面積：

2 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、現況地目、面積、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、減額貸付の有無、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）の設定の有無、価格形成上の減価要因（予定価格の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

（注）

- 1 物件の表示における区分は、財産法施行細則別表第一「国有財産区分種目表」による。
- 2 用途を宅地として貸付ける場合にあつては、公表する項目に「都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率」の項目を追加して使用すること。
- 3 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
- 4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署支署長」と変更して使用すること。
- 5 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」、「貸付ける」を「使用させる」と変更して使用すること。

参考書式

他の手続の書類活用対応表

活用希望書類名	活用元手続名	申請年月日	省略する書類名

(注)

- 1 活用希望書類名欄には、他の行政手続において提出した書類名を記載すること。
- 2 活用希望書類が環境影響評価書等の場合は、該当するページ及び対応する項目を記載すること。
- 3 手続名には、添付書類活用元の手続の名称（並行確認手続、保安林解除手続、環境影響評価手続等）を記載すること。
- 4 申請年月日欄には、保安林解除手続において、森林管理署等に申請した年月日を記載すること。
- 5 省略する書類名欄には契約手続において省略を希望する書類名を記載すること。